

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設			
税 目	法人税、所得税			
要 望 の 内 容	<p>研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。</p> <p>「研究開発法人」とは、独立行政法人のうち、「研究開発等」、「研究開発であって公募によるものに係る業務」、「科学技術に関する啓蒙及び知識の普及に係る業務」を行うもののうち重要なものとして、研究開発力強化法の第 2 条第 8 項において定義。計 32 法人。</p> <table border="1" data-bbox="948 808 1476 949"> <tr> <td data-bbox="948 808 1163 949">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1163 808 1476 949">▲ 598 百万円 (- 百万円)</td> </tr> </table>		減収見込額 (平年度)	▲ 598 百万円 (- 百万円)
減収見込額 (平年度)	▲ 598 百万円 (- 百万円)			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 研究開発法人について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）で、独立行政法人の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化が盛り込まれており、これを税制面から促進する必要がある。 また、研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 研究開発法人へ寄附を行う法人等に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標 7-4 科学技術システム改革の先導
	政策の達成目標	研究開発法人と民間企業との共同研究例が増える中、研究開発法人に対して寄附という投資をすることが、自らの収益に繋がると考える企業もある。このような、企業側の収益を伸ばすという短期的視点での経済活性化と、研究開発法人を活性化することで我が国の研究開発力を強化し国際競争力を維持するという長期的視点での経済活性化を果たすことが、政策の達成目標である。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	

これまでの
要望経緯

平成 20 年度及び平成 21 年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を、内閣官房行政改革推進室より要望。